

# 国政に届けよう、議会の意思を!

6月定例会では、次の3件の意見書を可決し、関係機関に提出しました。

※ 意見書とは、市の公益に関することについて、議会としての意思を意見としてまとめた文書で、国会や関係行政庁に提出します。

## 地方財政の充実・強化を求める意見書

急速な高齢社会が到来し、国の歳出に占める社会保障関係費の割合は5割を超え、社会保障の機能強化と持続可能性の確保が一層重要となっています。社会保障においては、子育て、医療、介護など、多くのサービスを提供する地方自治体の役割が高まっており、安心できる社会保障制度を確立するためにも、安定した財源の確保が重要です。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。

平成24年度政府予算では地方交付税について総額17.5兆円を確保しており、平成25年度予算においても、平成24年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められます。

よって、政府におかれましては、平成25年度の地方財政予算全体の安定確保にむけて、次の対策を講じられるよう強く要望します。

- 1 被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること。また、復旧・復興に要する地方負担分は、通常の予算とは別に計上すること。
- 2 医療・介護、子育て支援分野の人材確保など、少子・高齢化に対応した一般行政経費の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、平成25年度地方財政計画を策定すること。
- 3 地方財源の充実・強化をはかるため、地方交付税の総額確保と国税5税の法定率の改善、社会保障分野の単位費用の改善など抜本的な対策を進めること。

## 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書

昨年平成23年8月に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が、本年7月1日に施行されます。これにより、再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートし、政府はこの3年間で集中的に利用拡大を図るとしてはいますが、導入促進に向けての環境整備は不十分です。

導入にあたっての課題として、風力発電では送電網整備の強化が急務であり、太陽光発電ではメガソーラー設置の円滑な設置が可能となるよう農地法の問題などの環境整備、さらに家庭用パネルの設置で発生する初期費用の問題が挙げられます。また、小水力発電導入時の手続きの簡素化・迅速化なども求められています。

日本の再生可能エネルギー利用は、水力発電を除いた実績(平成17年環境省)で、電力消費全体に対する使用割合が0.9%と他国と比べておくれしており、消費電力に対するエネルギー源の多様化が急務となっています。

よって、政府におかれては、再生可能エネルギーの導入促進と実効性ある買取制度に向け、以下のとおり、十分な環境整備を図るよう強く求めます。

- 1 投資促進減税、省エネ・代替エネルギー減税などの拡充を実施し、再生可能エネルギーの導入を促進すること。
- 2 買取価格・期間の設定において、設定ルールを明確化し、長期的な将来の見通しを示し、制度の予見可能性を高めること。
- 3 再生可能エネルギー発電事業に係る規制改革を確実に実施するとともに進捗状況の管理のための独立機関等を設置すること。

## B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書

我が国のB型・C型肝炎感染者・患者は約350万人と推定され、その大半は血液製剤の投与、輸血、集団予防接種や治療時の注射器の使い回しなどの医療行為による感染であり、国の責任による医原病とされています。B型・C型肝炎は慢性肝炎から高い確率で肝硬変・肝がんに進行する重大な病気であります。

国の責任と、患者救済の責務が明記された肝炎対策基本法ができましたが、平成20年1月に成立した「特定血液製剤によるC型肝炎感染者に救済給付金を支給する特別措置法(特措法)」では、カルテなどによる血液製剤投与の証明が条件のため、裁判で救済される薬害患者は数千人とされています。「B型肝炎感染者への給付金支給に関する特措法」が成立しましたが、母子感染ではないという証明などの条件を満たして裁判で救済されるのは数万人とされています。

大多数の患者・遺族は何の補償もなく、高い医療費負担や治療に苦しみ、毎日平均120人が亡くなっており、国が被害を償い、感染者が安心して治療を続けられるよう、治療と生活を支える公的支援制度を確立することが、一日も早く求められています。

肝炎対策基本法は「国及び地方公共団体は肝炎患者が必要に応じて適切な肝炎医療を受けることができるよう、経済的負担を軽減するために必要な施策を講ずるものとする」とのほか、肝炎予防・肝炎検査の促進、医療機関の整備、肝炎患者・家族への支援などの肝炎対策に取り組むよう求めています。

よって、政府におかれては、国の責任による医原病とされるB型・C型肝炎患者を救済するため、下記の事項について速やかに必要な措置を講じるよう強く要望します。

- 1 肝炎対策基本法をもとに、必要な法整備、予算化を進め、全患者の救済策を実施すること。
- 2 肝炎治療薬、検査費用、通院費への助成を初め、肝炎治療費への公的支援制度を確立するとともに、肝炎対策基本法が定めた肝硬変・肝がん患者への支援策を進め、医原病のB型・C型肝炎による肝硬変、肝がん患者に広く障害者手帳が交付できるようにすること。
- 3 インターフェロン治療などによる副作用のため「化学治療者」の自己負担を原則無料にする助成制度を創設すること。
- 4 B型・C型肝炎の治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発、治験の迅速化などをはかること。
- 5 肝炎ウイルスの未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見・早期治療につながる施策を講じるとともに、ウイルス性肝炎への偏見差別の解消、薬害の根絶をはかること。
- 6 「薬害肝炎救済特措法」による救済の枠組みを広げ、カルテ以外の記録、医師らの証明、患者・遺族の記憶・証言などをもとに、特定血液製剤による感染の可能性のある薬害C型肝炎患者を広く救済するとともに、同特措法の期限延長をはかること。
- 7 集団予防接種が原因とされるB型肝炎患者の救済策を講ずること。
- 8 医原病であるB型・C型肝炎の患者・死亡者に一時金もしくは健康管理手当などを支給する法制度を確立すること。

## 議会の動き

4月 20日	議会運営委員会 議会改革特別委員会 議会だより編集委員会	19日	議会だより編集委員会 総務委員会 補正予算等審査(質疑・討論・採決)
5月 31日	議会運営委員会 議会改革特別委員会 議会だより編集委員会	20日	民生委員会 補正予算等審査(質疑・討論・採決)
6月 11日	議会だより編集委員会	21日	文教委員会 補正予算等審査(質疑・討論・採決)
12日	議会運営委員会 本会議(開会) 会期決定 補正予算等提案(説明・質疑)	22日	産業建設委員会 補正予算等審査(質疑・討論・採決)
14日	本会議 一般質問 瀬戸内しまなみ海道通行料金等調査特別委員会	26日	議会運営委員会 本会議(閉会)
15日	議会運営委員会 本会議 一般質問 議会改革特別委員会	29日	議会だより編集委員会
		7月 10日	議会だより編集委員会
		20日	議会運営委員会 議会改革特別委員会 議会だより編集委員会